

公益社団法人三田市シルバー人材センター広報誌の発行に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人三田市シルバー人材センター(以下「センター」という。)が発行する広報誌について、必要な事項を定めるものとする。

(種類等)

第2条 広報誌の種類と掲載事項は、次のとおりとする。

- (1) シルバーエコー センターからのお知らせ、生活情報等
- (2) NOW センターに関する市内のニュース等
- (3) ふれあい 会員の福利厚生に関すること等

2 前項に規定する事項のほか、広報編集委員会(以下「委員会」という。)が必要と認めたことを掲載することができる。

(発行)

第3条 前条第1項第1号及び第3号については、毎月1回定期的に発行する。

2 前条第1項第2号については、年1回発行する。

3 前2項の規定にかかわらず、理事長が特別の事情があると認めるときは、発行日を変更し、臨時に発行し、または休刊することができる。

(広報編集委員会)

第4条 広報誌の充実を図るため、委員会を設置する。

- 2 委員会に会員6名以内と事務局職員1名の委員を置き、理事長が委嘱する。
- 3 委員会に委員長をおき、その職に事務局職員を充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(役割)

第5条 委員は、広報の原稿を収集し、会議において、広報誌を編集するものとする。

(任期)

第6条 会員委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任は妨げない。

(部会)

第7条 委員会に、次の部会を置き、それぞれ各号に掲げる広報誌を担当する。

- (1) エコー部会 シルバーエコー
- (2) ふれあい部会 ふれあい
- (3) NOW 部会 NOW

(関係者の出席)

第8条 委員長は必要に応じて、委員会に委員以外の者を出席させて、意見を求める

ことができる。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、公益社団法人三田市シルバー人材センター広報誌等発行要綱は廃止する。

現状の「広報誌等発行要綱」を廃止し、新たに規程を設ける理由

現在の要綱は平成26年から運用されているが、その内容が現状に則しておらず、かつその内容等もあやふやであるため、その解決のため、新たに規程を設けようとするもの

主な内容

1. 広報誌の種類

広報誌を「エコー」「NOW」「ふれあい」の3種類と定め、主な内容を規定する。

2. 発行回数の明記

「エコー」「ふれあい」は毎月1回、「NOW」は年1回と規定する。

3. 編集委員会と部会の設置

編集委員6名以内による編集委員会と各部会の設置を規定する。

4. 委任

この規程に書かれていないことは委員長が決定することを規定する。